

富山市スクールバス及び 学校行事用バス運行に係る 危機管理マニュアル



富山市教育委員会

（令和8年度）

目 次

1	危機管理マニュアルの目的	1
	(1) 本マニュアルを適用するバスについて	1
	(2) 本マニュアルを準用するバスについて	1
2	事故等緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について（事前対策）	2
	(1) 事故発生レベル	2
	(2) 組織体制及び動員計画	3
	(3) 緊急連絡体制	5
	(4) 事故発生等の未然防止の取組	9
3	事故等発生時の対応について（発生時の対応）	10
	(1) 発生報告の受信及び対応（事故発生時～発生後10分以内（第1報））	10
	(2) 発生報告時の確認事項	11
	(3) ケース別の基本的な対応について	13
	○事故・災害等発生時の時系列フロー	16
	(4) 事故等の公表基準	21
4	事後対策について	22
別紙	（参考様式）〇〇学校スクールバス・学校行事用バス危機管理マニュアル	23
参考	自動車事故報告書等について	27

1 危機管理マニュアルの目的

本マニュアルは、富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行における事故等の緊急事態が発生した場合に、富山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、児童生徒及び教職員の生命・身体の安全確保について迅速かつ適切に対応するため、必要な事項を定める。

また、小・中・義務教育学校(以下「学校」という。)は、本マニュアルを踏まえ、スクールバス及び学校行事用バスに関わる危機管理マニュアルを作成することとする。

(関係法令等)

- ・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則
- ・ 富山市スクールバス・学校行事用バスの運行にかかる運行管理規程
- ・ 富山市危機管理基本指針

(1) 本マニュアルを適用するバスについて

① 富山市スクールバス

② 学校行事用バス

※富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則第9条に規定する次の学校行事(※)を実施する際に運行するバス。

- ・ 教育委員会が主催する教育活動（学校招待プログラム、チャレンジ陸上記録会）
- ・ 学校統合に伴う学校間の交流学习
- ・ 統合校が実施する統合前の校区における校外学習
- ・ 複式学級または全学年単学級の小規模校の交流学习
- ・ その他教育委員会が認める教育活動（区域連合音楽会、中学校文化活動発表会等）

(2) 本マニュアルを準用するバスについて

各学校が遠足、校外学習、宿泊学習、修学旅行、部活動等で利用するバス

2 事故等緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について（事前対策）

(1) 事故発生レベル

事故発生レベルを次のように定め、緊急事態に備えた体制を構築する。

事故発生レベル	第1段階 (低)	第2段階 (中)	第3段階 (高)
事故発生内容	・ 医師の治療を要する負傷者が発生していないとき ・ 物損事故 ・ 出庫前の故障や天候に伴って、運休または20分以上の遅延が見込まれるとき ・ 運行中の悪天候により20分以上運行を中断したとき ・ 乗客及び乗員の体調不良により運休または20分以上運行を中断したとき	・ 医師の治療を要する負傷者が発生したとき ・ 負傷者がいない事故で、施設を破損するなど重大事故につながる恐れがあったとき ・ 乗客の危険行為に伴う物損事故など、重大事故につながる恐れがあったとき ・ 事故、故障により鉄道の運転を取りやめさせたとき ・ 事故、故障により道路を通行止めにしたとき ・ 道路交通法その他法令違反に起因すると推定される事故のとき	・ 国への事故報告が必要な事故 (P27) ・ 国への事故速報が必要な事故 (P28) (報告が必要な例) ・ 死者または重傷者を生じたもの ・ 10人以上の負傷者を生じたもの ・ 酒気帯び運転 ・ 救護措置義務違反 ・ 車輪の脱落 など

(2) 組織体制及び動員計画

①平時（早朝・夜間）

スクールバス事故等は、早朝から起こることを想定し、特に午前6時半以降は緊急対応ができるように備えておく。

学校再編推進課	
課長 (総括運行管理責任者)	事故連絡があるときは、事故発生レベルに応じて対応する。
主幹・課長代理	事故連絡があるときは、事故発生レベルに応じて対応する。
計画係長 (運行管理責任者)	事故連絡があるときは、事故発生レベルに応じて対応する。
課員①～④	・ 公用緊急携帯電話を所持し、勤務時間外の事故第1報に備える。 ・ 事故連絡があったときは、運行管理責任者に連絡する。つながらないときは、総括運行管理責任者、主幹の順に連絡する。 ・ 乗降管理システム導入校には運行状況LINEを配信する。

②平時（日中）

事故発生に備え、平時の日中は、学校再編推進課長・主幹・係長の3名全員が同時に不在とならないよう努める。

学校再編推進課	
課長 (総括運行管理責任者)	全体統括
主幹・課長代理	車両整備及び施設整備を統括する。
計画係長 (運行管理責任者)	運行管理を統括する。
課員①	事業者と連携し、車両整備及び施設整備を管理する。
課員②	事業者と連携し、富山地域のスクールバス及び学校行事用バス運行管理を行う。
課員③	事業者と連携し、富山地域以外のスクールバス運行管理を行う。

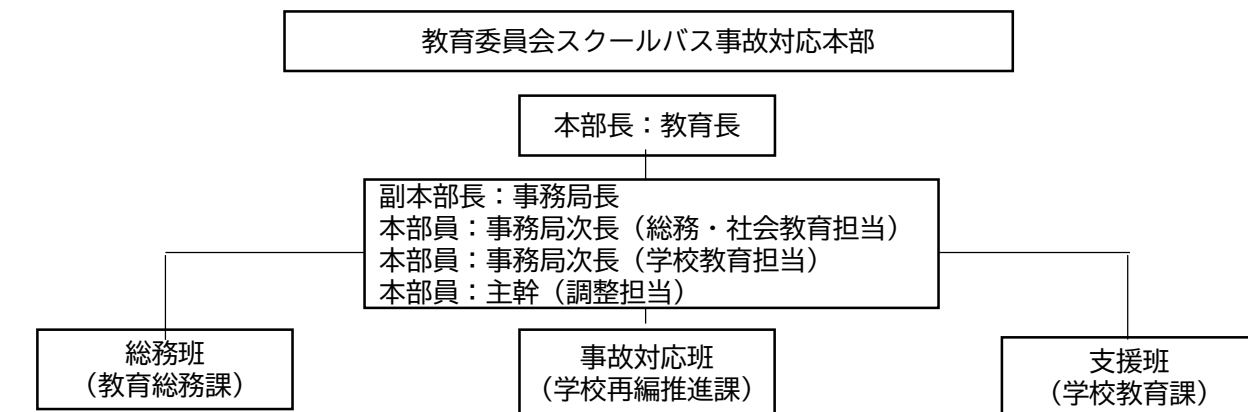
③事故発生時

【第1段階（低）】…学校再編推進課にて対応

学校再編推進課	
課長 (総括運行管理責任者)	全体統括・事故報告 議会・報道対応
主幹・課長代理	現地確認（統括）
計画係長 (運行管理責任者)	事故報告・関係機関連絡報告の取りまとめ 教育総務課・学校教育課との連絡調整
課員①	車両損傷状況確認・事業者や運転者に関する情報収集
課員②	事故情報収集・関係機関連絡
課員③	現地確認
課員④	事故情報収集・関係機関連絡

学校教育課	
課長	課統括
生活指導係長	学校再編推進課との連絡調整 学校支援

【第2段階（中）・第3段階（高）】…教育長を長とした事故対応本部を設置する。



<本部>

本部		
本部長	教育長	全体指揮
副本部長	事務局長	部局防災危機管理責任者
本部員	事務局次長（総）	総務班担当
本部員	事務局次長（学）	事故対応班・支援班担当
本部員	主幹（調整担当）	事務局内の連絡調整／議会・部局間の連絡調整

<総務班>

総務班は議会・報道・地域への情報提供及び市長部局（特別職等）への報告を行う。

総務班（教育総務課）		
班長	課長	班統括 部局防災危機管理担当者
総務係	課長代理	情報収集・資料作成・情報提供（第1報） （特別職（秘書課）・市議会議員・教育委員）
	その他課員	プレスリリース（第1報） （報道関係機関） 班長の指示による（他班の支援など）

<事故対応班>

事故対応班は、事故の発生を直ちに把握し、状況を整理し、報告する。

事故対応班（学校再編推進課）		
班長	課長	班統括 議会・報道対応
調査係	主幹	係指揮・事故現場対応責任者・現場確認
	課員①	車両・施設被害調査
	課員②	事故発生原因調査・記録
情報連絡係	計画係長	係指揮・事故速報（国）・事故概況作成
	課員①	情報収集・死傷者名簿作成（本人確認）
	課員②	電話対応

<支援班>

支援班は、学校及び児童生徒の支援を行う。

支援班（学校教育課）		
班長	課長	班統括 議会・報道対応
学校支援係	生活指導係長	係指揮
	生活指導係・いじめ対策推進班 6名	学校支援・連絡員
保護者対応係	指導係長	係指揮
	指導係 6名	保護者説明会準備
本部支援係	課長代理	係指揮
	学務係 4名	公用車手配、食糧調達、事故対応班支援
	その他課員	班統括の指示による。

このほか、必要に応じて他課の応援を要請する。

※重大事故等の発生により死傷者多数の場合、その他市長が必要と認めた場合には、市長を本部長とする事故対策本部に移行する。

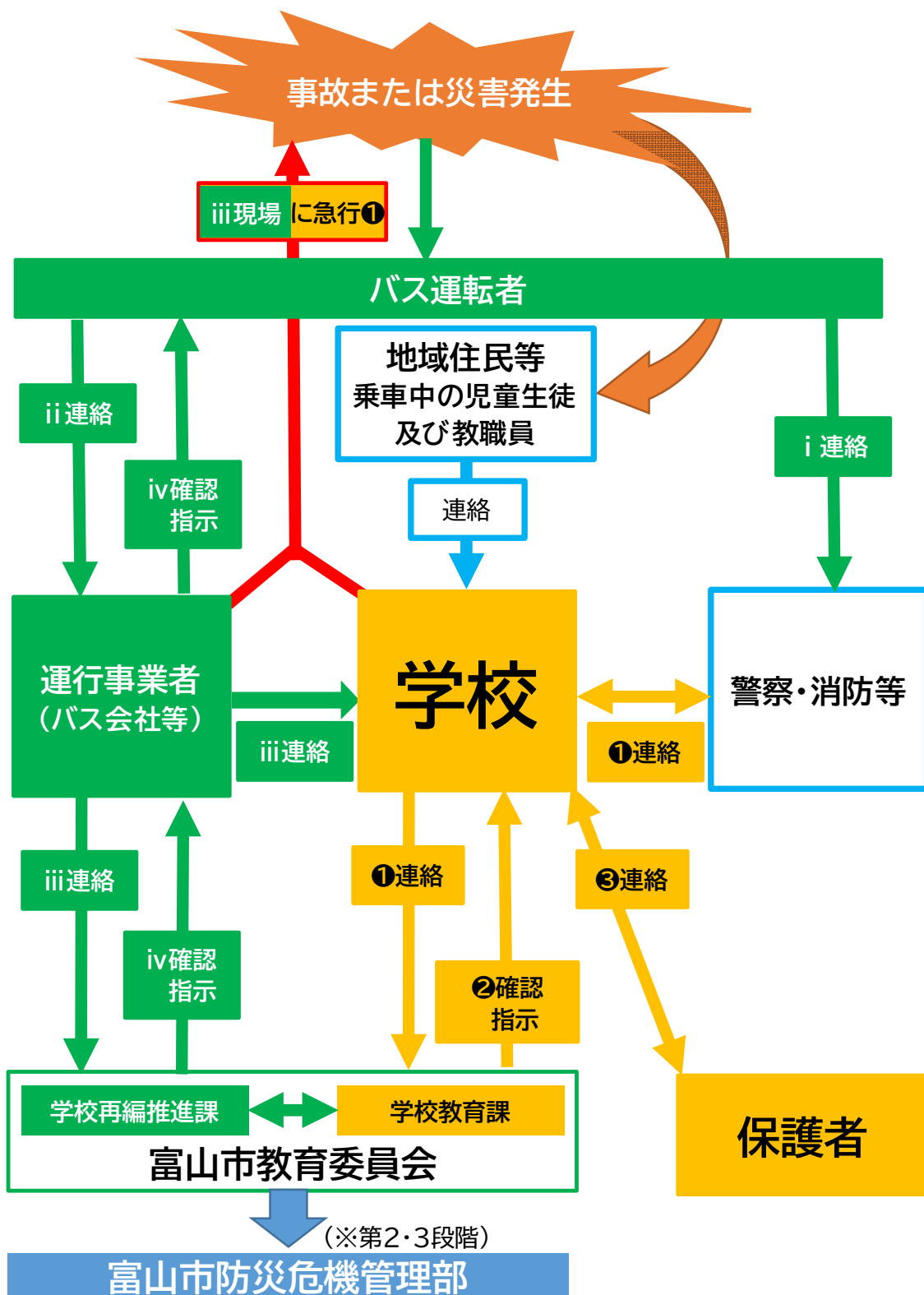
(3) 緊急連絡体制

①全体の対応の流れ

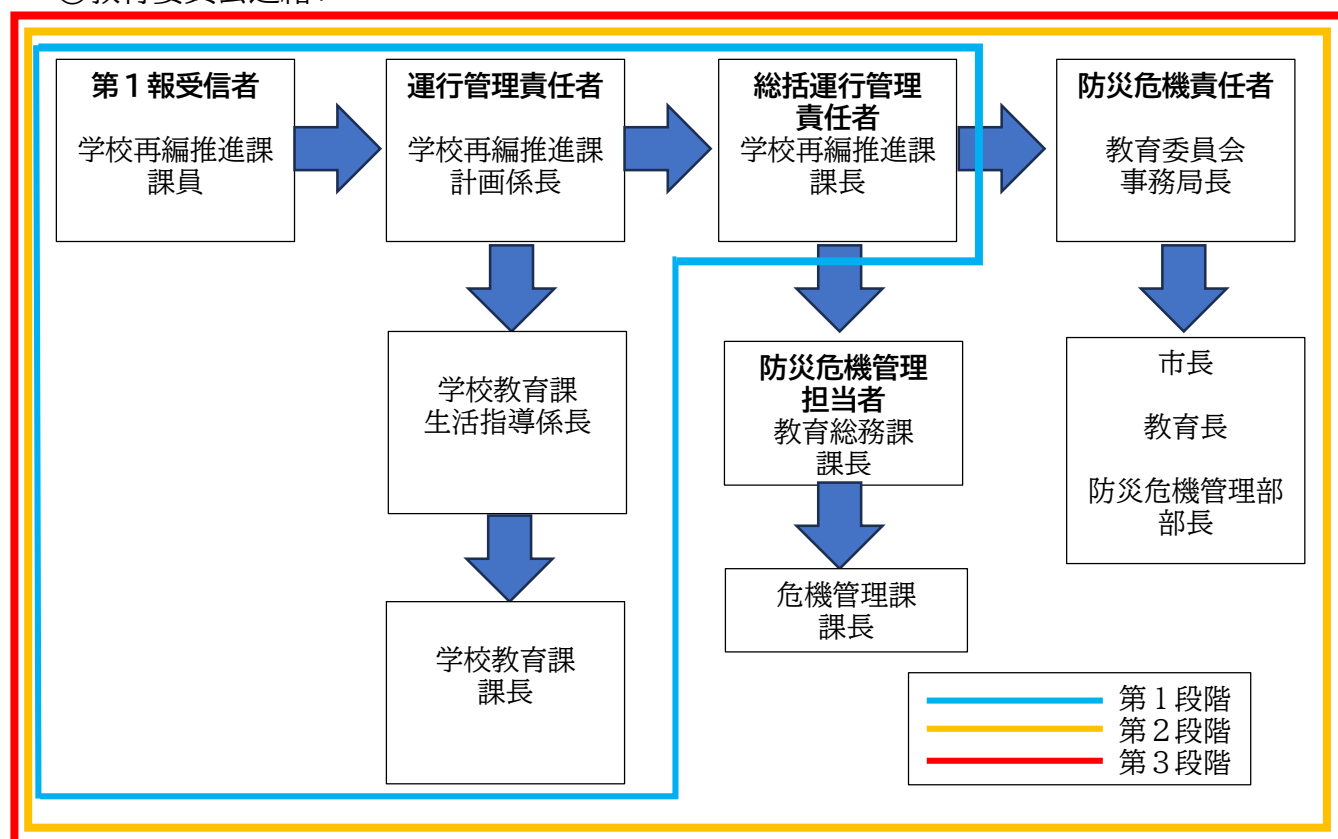
事故等の緊急発生時は、次の「緊急事態発生時連絡フロー」のとおり連絡を行い、適時適切に対応する。

スクールバス・学校行事用バス緊急事態発生時連絡フロー

- 1 運転者は、児童・生徒の生命・身体に関わる場合などの緊急時は、消防や警察への連絡を第一とする。その後、関係機関に連絡を行うこと。また、児童生徒を安全な場所に移動させ待機させる。
- 2 連絡を受けた各関係機関は、速やかに協議し、適切な対応にあたること。



②教育委員会連絡フロー



③緊急連絡先

ア 富山市教育委員会

○緊急対応用公用携帯電話（24時間対応）

TEL：080-2960-5999

○学校再編推進課・学校教育課 担当者連絡先

所属	氏職名	電話番号	備考
学校再編推進課 076-443-2241	課長		統括運行管理責任者
	主幹		
	計画係長		運行管理責任者
	課員①		
	課員②		
	課員③		
	課員④		
学校教育課 076-443-2134 生活指導係直通 076-443-2210	課長		
	生活指導係長		

イ 学校連絡先

学校の校長及び教頭の連絡先については、個人情報に配慮し、関係者に個別に配布する。

ウ 運行事業者連絡先

No.	学校名	運行事業者名	連絡先
1	水橋学園	株式会社アイカワ	営業所 ☎076-411-7657 運行管理者 ☎ 総括運行管理者 ☎
2	大広田小学校		
3	古里小学校 城山中学校		
4	神通碧小学校 楡原中学校		
5	八尾中学校	中部観光（株）	営業所 076-425-3011
6	大沢野小学校 大沢野中学校	富タク大沢野交通（株）	営業所 076-467-2207
7	小見小学校 上滝中学校	富山市交通施設課	交通施設課 076-443-2016 大山バス管理センター 076-483-1335 八尾バス管理センター 076-454-3125
	八尾小学校		
	山田小学校 山田中学校		

エ 関係機関

【警察】

富山中央警察署 TEL 076-444-0110

富山西警察署 TEL 076-466-0110

（呉羽・古沢・池多・寒江・老田・長岡・五福・神明・桜谷・婦中・八尾・山田）

富山南警察署 TEL 076-420-0110

（堀川・堀川南・蛭川・太田・熊野・月岡・新保・光陽・山室・山室中部・大沢野・大山・細入）

【運輸支局】

国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局検査整備保安部門

TEL 076-423-0892（早朝夜間 090-2186-3526） FAX 076-423-5509

【鉄道】

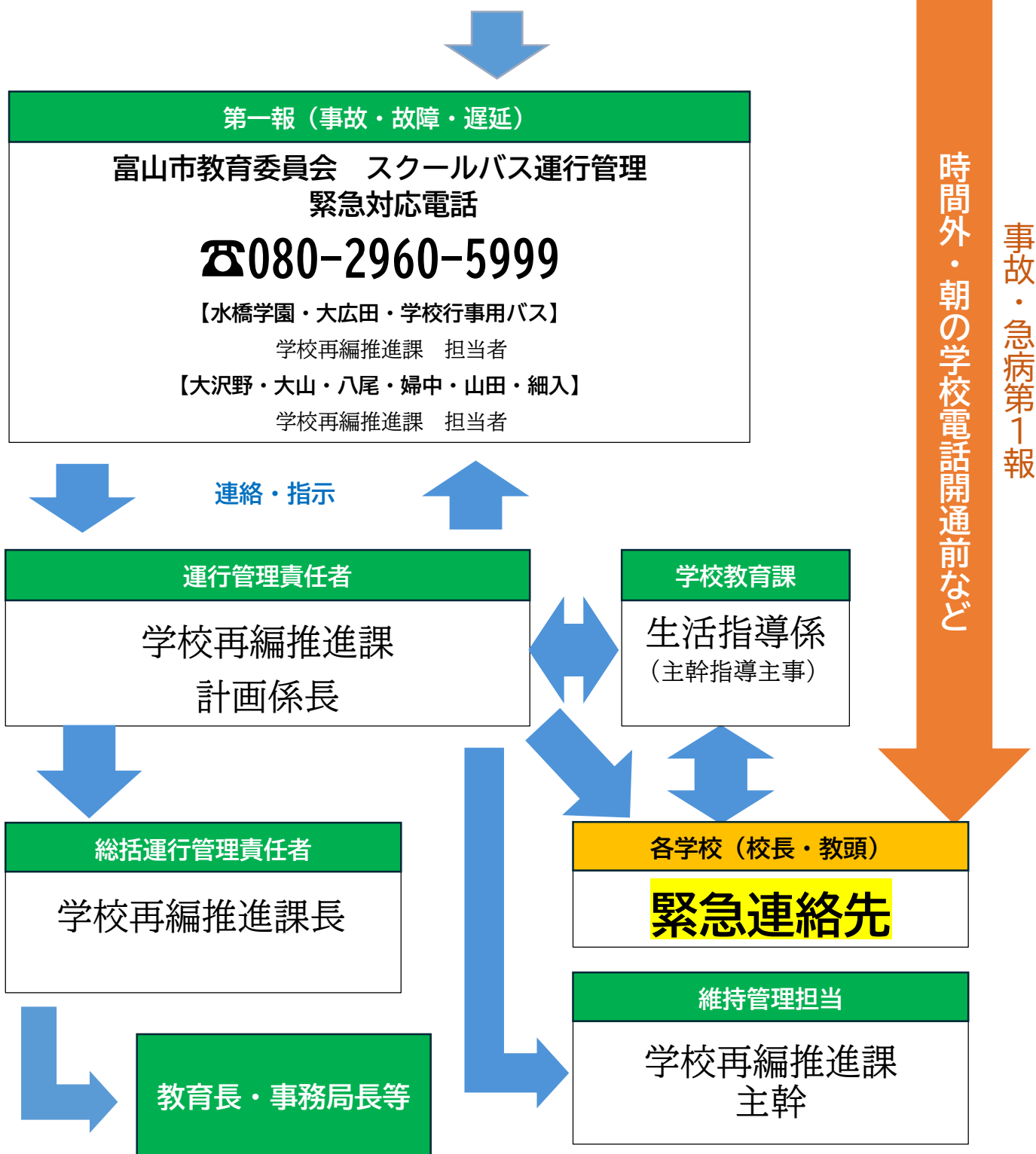
あいの風とやま鉄道 TEL 076-444-1300

富山地方鉄道 TEL 076-432-3456（富山地鉄テレホンセンター）

④緊急連絡網(平日時間外(朝の学校電話開通前) 土日・祝日)

運行事業者	
運行事業者名	(電話)
	(住所) 富山市

**事故・急病
まず 110 番・119 番**



(4) 事故発生等の未然防止の取組

①スクールバス関係者による懇談会の開催

ア 設置目的

児童生徒の安全安心な通学を支えるため、保護者・学校・教育委員会・運行事業者4者による綿密な情報共有とスクールバス運行に関する諸事項の調整を行う。

イ 懇談会構成

座 長 校長

構成員 P T A代表（会長・副会長）

スクールバス担当教職員

富山市教育委員会職員

スクールバス運行事業者

座長が必要と認める者（若干名）

ウ 懇談会の役割

懇談会は、下記の事項について、構成員間の調整を行う。

- ・ダイヤ及びルートの新設・変更（軽微なものを除く。）・廃止など
- ・バス停の設置・変更（軽微なものを除く。）・廃止など
- ・乗車中や待機中のマナー向上など

また、保護者や地域、学校、教育委員会など様々な関係者からの要望・協議事項について意見交換を行い、教育委員会が最終的な運行判断を行う際の参考とする。

②学校への助言

教育委員会は、定例校園長会等の機会を捉え、乗車マナーやトラブルについて、事例紹介を行い、学校における児童生徒への適切な指導について助言を行う。

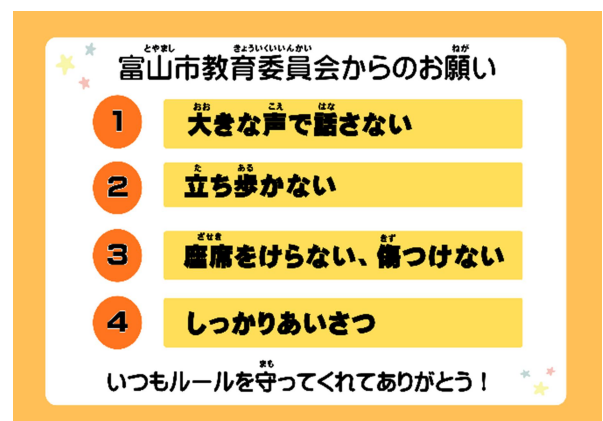
③児童生徒への指導

学校において、スクールバス及び学校行事用バスの利用前後で指導を行い、未然に事故やけがを防止する。

- ・大声で話さないこと
- ・立ち歩かないこと、手すりに掴まること
- ・座席を蹴らない、傷つけないこと

④バス車内での啓発

バス車内に啓発ポスターを掲示することで、未然に事故を防止する。



3 事故等発生時の対応について（発生時の対応）

(1) 発生報告の受信及び対応（事故発生時～発生後10分以内（第1報））

総括運行管理責任者（学校再編推進課長）

- 事故発生レベルの判断を行う。
- 第2・3段階と判断したときは、直ちに事務局長まで報告し、事故対応本部の立ち上げを依頼する。同時に教育総務課長にも報告する。
- 第1段階と判断したときは、運行管理責任者等の報告を待ち、事務局長へ報告する。

運行管理責任者（学校再編推進課 係長）

- 総括運行管理責任者・学校教育課（・学校）へ正確に第1報内容を伝達する。
- 担当に現地急行・事故情報収集・車両損傷状況確認を指示する。
- 運行事業者に対し、未対応事項への対応を指示する。
- 事故概要を取りまとめる。

現地担当（主：学校再編推進課 主幹）

- 車両を手配し、救急セットを持ち、現地へ急行する。
- 到着後、事故現場の状況を把握し、支援した上で、本部へ応援を要請する。
 - 優先順位① 負傷者救護・安全保護
 - 優先順位② 警察等現場検証立ち合い・関係者ヒアリング
 - 優先順位③ 現場記録・復旧支援

情報収集担当（学校再編推進課 課員）

- 運行事業者から追加事故情報を収集する。
- 関係機関から情報を収集するとともに、事故を報告する。
 - ※関係機関…国・県・市担当課・鉄道会社
- 学校・運行事業者と連携し、乗車名簿を作成する。
- 問い合わせ対応

(2) 発生報告時の確認事項

①第1報聴取内容

受信日時	月 日 時 分頃
受信者氏名	
運行事業者名	
担当者	(連絡してきている人の名前)
発生日時	月 日 時 分頃
発生場所	(場所・交差点名・目印等)
運行ルート	・どの学校のスクールバスか ・どの学校の行事か (例：水橋学園下校便5号車●●行き) (例：チャレンジ陸上記録会往路1号車)
事故内容	☐ 交通事故(人身) ☐ 交通事故(物損) ☐ 車両事故 ☐ 車両火災 ☐ 児童生徒の体調不良 ☐ 自然災害 ☐ Jアラート(不測の事態) ☐ その他()
乗車人数	児童生徒 人、運転者 人、その他 人
負傷者の有無	☐ 負傷者なし ☐ 負傷者あり(重傷者※流血、大声で痛がっているなど) ☐ 負傷者あり(軽傷者)
緊急要請	☐ 警察を呼んだか(110番通報) ☐ 消防を呼んだか(119番通報)
現在の状況	☐ 児童生徒はバス内で待機中 ☐ 児童生徒は車外の安全な場所へ避難済(場所：)

②第2報（第1報へ追加）聴取内容（第1報受信より、30分以内を目安に把握する）

受信日時	月 日 時 分頃	
事故内容	死者	総負傷者（内重傷者数）
乗客	名	名（ 名）
乗員	名	名（ 名）
その他	名	名（ 名）
合計	名	名（ 名）

事故概要		
（具体的な発生状況を把握する。） 		
事故処理状況		
（具体的な事故処理内容を把握する。） 警察・消防の処理状況（施設破損、負傷者の救護措置状況など） 学校の対応状況		
情報入手先		
その他判明している事項		
緊急連絡担当者（事業者）	氏名	TEL

(3) ケース別の基本的な対応について

異常気象（大雨・大雪・台風・路面凍結等）による事故・災害発生時の対応
（P 1 6 「事故・災害等発生時の時系列フロー 異常気象時」参照）

【異常気象時の運行判断基準】

（富山市スクールバス・学校行事用バスの運行にかかる運行管理規程）

次の場合は、運休（予防的運休含む）または運行中断を判断する。

(1) 風速20mを超える場合

(2) 吹雪のため視界を阻害（視界20m限界）され、または積雪多量の場合

降雪積雪時は気温低下による凍結やスリップ事故が十分想定されることから、チェーンを装着するだけでなく、予防的運休を含めた積極的な運休を行う。

<運休判断目安>

① 20cm以上の積雪で、除排雪がされていないとき

② 国道及び県道その他市道で予防的通行規制を行うとき

③ 大雪警報が発令され、運行ルート of 安全確保が困難と見込まれるとき

(3) 道路の結氷により危険が予測される場合

<運休判断目安>

① マイナス5℃以下で、凍結が予想されるとき

② アイスバーンが発生しており、解氷する見込みが当面ないとき

(4) 降雨多量のため、視界を阻害され、または道路崩壊の危険が予測される場合

<運休判断目安>

① 国道その他県道市道が通行止めとなるとき

② レベル4大雨危険警報が発令されるとき

なお、これらによることなく、教育委員会・学校・運行事業者が危険であると判断するときには、積極的に運休すること。

● 登下校前に異常気象による災害が発生または災害が発生する可能性がある場合

- ① 学校は、気象情報を参考に情報を収集し、児童生徒の安全確保の観点から、臨時休校、登下校時刻の変更、その他必要な措置について検討する。
- ② 学校は、臨時休校や登下校時刻を変更することを決定した場合には、速やかに教育委員会、運行事業者、保護者へ連絡する。
- ③ 運行事業者は、気象情報を参考に情報を収集するとともに運行ルートの状況を勘案し、運行に危険が生じることと認められる場合、教育委員会に対して、運行中止の意見を申し出ることができる。
- ④ 教育委員会は、運行事業者より運行中止の意見の申し出を受けた場合には、学校と協議して、スクールバスの運行（翌日の登校便または当日の下校便）の可否を判断する。

● 登下校中に異常気象による災害が発生または災害が発生する可能性がある場合

- ① 登下校中に異常気象や悪天候（大雨・大雪・台風・路面凍結等）により走行に危険が生じたまたは生じると見込まれた場合、運転者は車両を速やかに安全な場所に移動し停止させる。また、児童生徒を車内または安全が確保できる場所で待機させる。
- ② 運転者は運行事業者へ連絡し、運行事業者は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡する。**第1報**
- ③ 運行事業者及び学校は、それぞれ速やかに現場へ職員を派遣し、現場の対応を支援するとともに、情報収集を行い、学校や教育委員会へ連絡する。
- ④ 学校は、保護者へ速やかに連絡する。
- ⑤ 運行事業者は教育委員会及び学校と協議の上、必要に応じて代車の手配を行う。また、教育委員会は学校と協議の上、運行の再開または代車による児童生徒の移送・学校での保護者への引き渡し、その他の必要な対応を決定する。

交通事故発生時の対応

（P17「事故・災害等発生時の時系列フロー 交通事故発生時」参照）

- ① 運転者は直ちに車両を停止し、負傷者がいる場合は救護及び二次的被害の防止に努める。必要に応じて、車両を安全な場所に移動させる。また、児童生徒を車内または安全が確保できる場所で待機させる。
- ② 運転者は負傷者がいる場合は、必要な救護措置を講じるとともに、直ちに消防・救急及び警察へ通報する。また、必要に応じて周囲の人に協力を求める。
- ③ 運転者は、乗員の児童生徒の学年や氏名を確認し、運行事業者へ連絡する。運行事業者は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡する。**第1報**
- ④ 運行事業者及び学校は、それぞれ速やかに現場へ職員を派遣し、現場の対応を支援するとともに、情報収集を行い、学校や教育委員会へ連絡する。
- ⑤ 学校は、保護者へ速やかに連絡する。
- ⑥ 運行事業者は教育委員会と協議の上、代車の手配を行う。また、教育委員会は学校と協議の上、代車による児童生徒の移送・学校での保護者への引き渡し、その他の必要な対応を決定する。

車両故障時の対応

（P18「事故・災害等発生時の時系列フロー 車両故障発生時」参照）

- ① 運転者は車両を速やかに安全な場所へ移動し停止させる。また、児童生徒を車内または安全が確保できる場所で待機させる。
- ② 運転者は車両火災の恐れ等があり、車外への避難を必要とする場合は、児童生徒の脱出を最優先する。乗降口からの脱出を優先するが、不可能な場合は、後方等の窓（大型バスの場合は非常口）からの脱出を指示する。火災が起きている場合は燃烧部位に近い児童生徒から、起きていない場合は乗降口に近い児童生徒から脱出させる。火災時は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように注意喚起して避難させる。児童生徒が車外への脱出後は車内に残った人員がいらないかを確認し、児童生徒を安全な場所へ誘導する。
- ③ 運転者は負傷者の救護を最優先とし、消防及び警察へ通報する。
- ④ 運転者は、乗員の児童生徒の学年や氏名を確認し、運行事業者へ連絡する。運行事業者は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡する。**第1報**
- ⑤ 運行事業者及び学校は、それぞれ速やかに現場へ職員を派遣し、現場の対応を支援するとともに、情報収集を行い、学校や教育委員会へ連絡する。

- ⑥ 学校は、保護者へ速やかに連絡する。
- ⑦ 運行事業者は教育委員会と協議の上、代車の手配を行う。また、教育委員会は学校と協議の上、代車による児童生徒の移送・学校での保護者への引き渡し、その他の必要な対応を決定する。

体調不良者の対応

(P 19「事故・災害等発生時の時系列フロー 体調不良者確認時」参照)

- ① 運転者は車両を速やかに安全な場所へ移動し停止させる。また、児童生徒を車内または安全が確保できる場所で待機させる。
- ② 運転者は児童生徒の状況を確認し、速やかに運行事業者へ報告する。ただし、児童生徒の生命に関わるなど緊急性が高い場合は、直ちに救急要請を行う。
- ③ 運転者は、乗員の児童生徒の学年や氏名を確認し、運行事業者へ連絡する。運行事業者は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡する。第1報
- ④ 運行事業者及び学校は、それぞれ速やかに現場へ職員を派遣し、現場の対応を支援するとともに、情報収集を行い、学校や教育委員会へ連絡する。
- ⑤ 学校は、体調不良者の対応を行うとともに保護者へ連絡する。
- ⑥ 運行事業者は教育委員会及び学校と協議の上、運行再開、その他の必要な対応を決定する。

大幅遅延時の対応

(P 20「事故・災害等発生時の時系列フロー 大幅遅延発生時」参照)

- ① 運転者は悪天候及び交通事情により、大幅な遅延が発生したときは、運行事業者に連絡するため、速やかに安全な場所へ移動し停止させる。
- ② 運転者は、乗員の児童生徒の学年や氏名を確認し、運行事業者へ連絡する。運行事業者は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡する。第1報
- ③ 学校は、運行事業者からの連絡を受け、対応の協議を行う。
- ④ 保護者へ運行状況を連絡する。
 - ア 乗降管理システムを採用しているスクールバスは、運行事業者から同システムを使って保護者へ連絡する。
 - イ ア以外のスクールバスは、必要に応じて学校から保護者に連絡する。

その他

- ① 運行事業者は児童生徒の乗車の有無に関わらず、運行中に発生した事故については、事故の原因、結果、事故後の対応、今後の対応等を記した事故報告書を作成し、事故発生から24時間以内に教育委員会へ提出・報告する。
- ② 運行事業者は教育委員会よりドライブレコーダーやその他必要書類の提出を求められることがあるが、対応できるように準備しておく。

事故・災害等発生時の時系列フロー

異常気象時

※大雨・大雪・台風・路面凍結等による

登下校前に災害が発生又は
災害が発生する可能性がある

①情報収集及び共有
スクールバス運行可否の決定

○学校
気象情報を参考に情報収集し、翌日の登校可否を判断。休校等の対応を決定した場合、教育委員会、運行事業者、保護者へ連絡する。
○運行事業者・教育委員会
バス運行が困難と判断される場合は教育委員会へ運行中止を申し出る。教育委員会は学校と協議し、バス運行の可否を判断する。

登下校中に災害が発生又は
災害が発生する可能性がある

※大雨・大雪・台風・路面凍結等による

①児童・生徒の安全確保
スクールバスを安全な場所へ移動

①運転者
車両を安全な場所へ移動する。児童生徒を車内または安全な場所で待機させる。

②運転者から運行事業者へ報告

②-1運転者
運行事業者に連絡し、状況を報告し、応援を要請する。
②-2運行事業者 **第1報**
学校・教育委員会へ状況を報告する。

③応援人員出動
現場へ行き、対応、報告

③-1運行事業者・学校
現場に職員を派遣し、事故の対応と情報収集を行う。
③-2学校
現場の教員は、学校に状況を報告する。

③学校に報告

④保護者への連絡

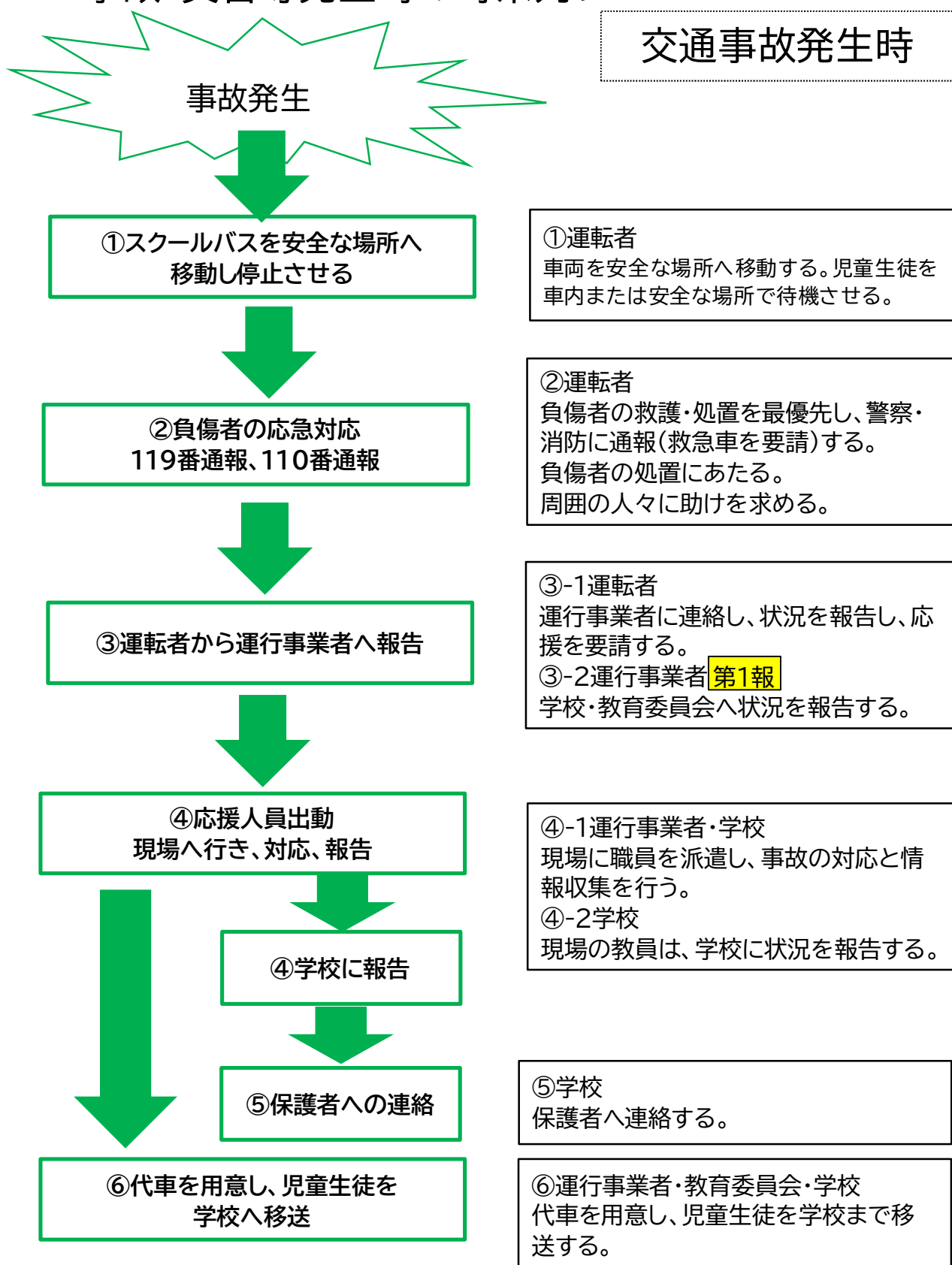
④学校
保護者へ連絡する。

⑤運行再開または
代車により児童生徒を学校へ移送

⑤運行事業者・教育委員会・学校
運行再開または代車により児童生徒を学校まで移送する。

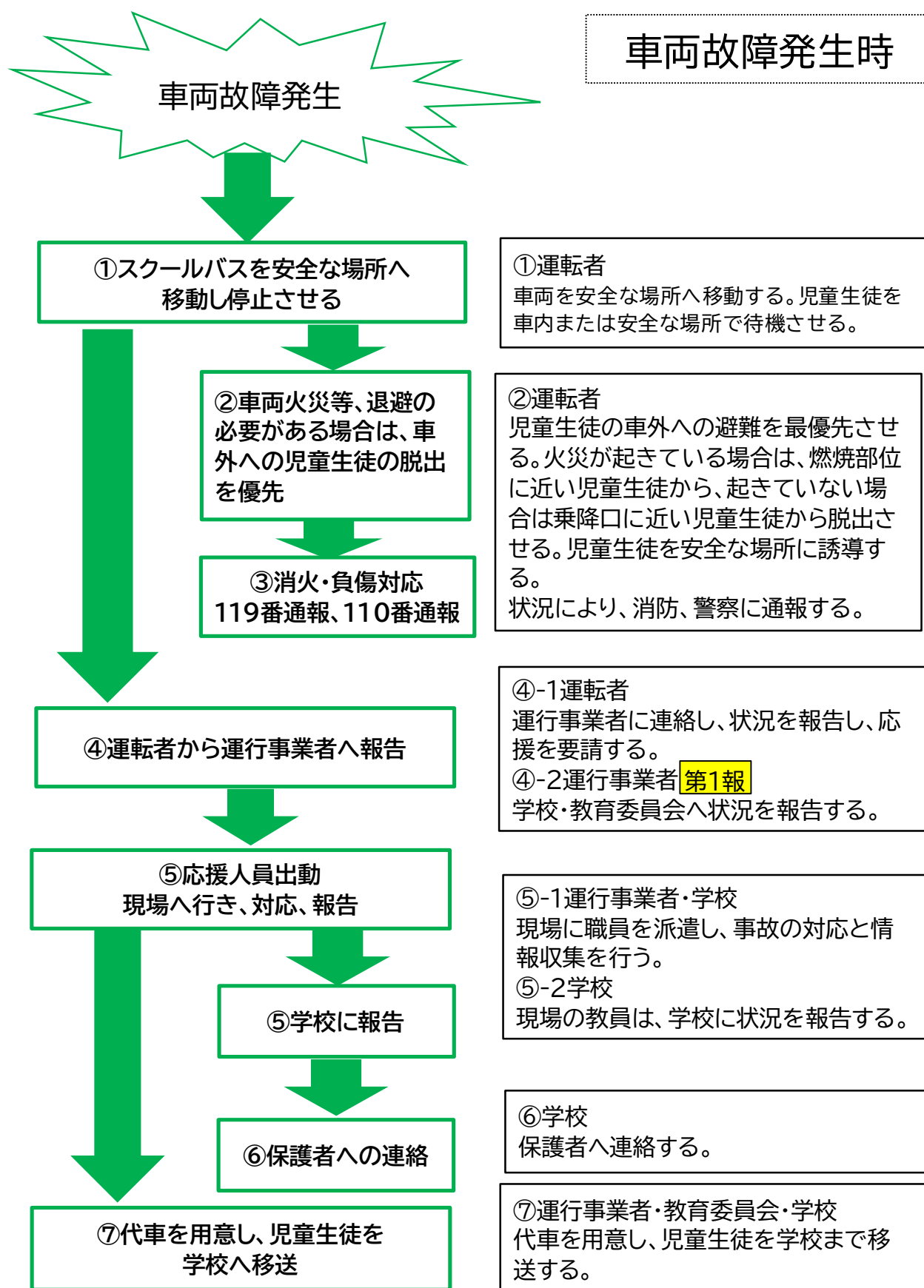
事故・災害等発生時の時系列フロー

交通事故発生時



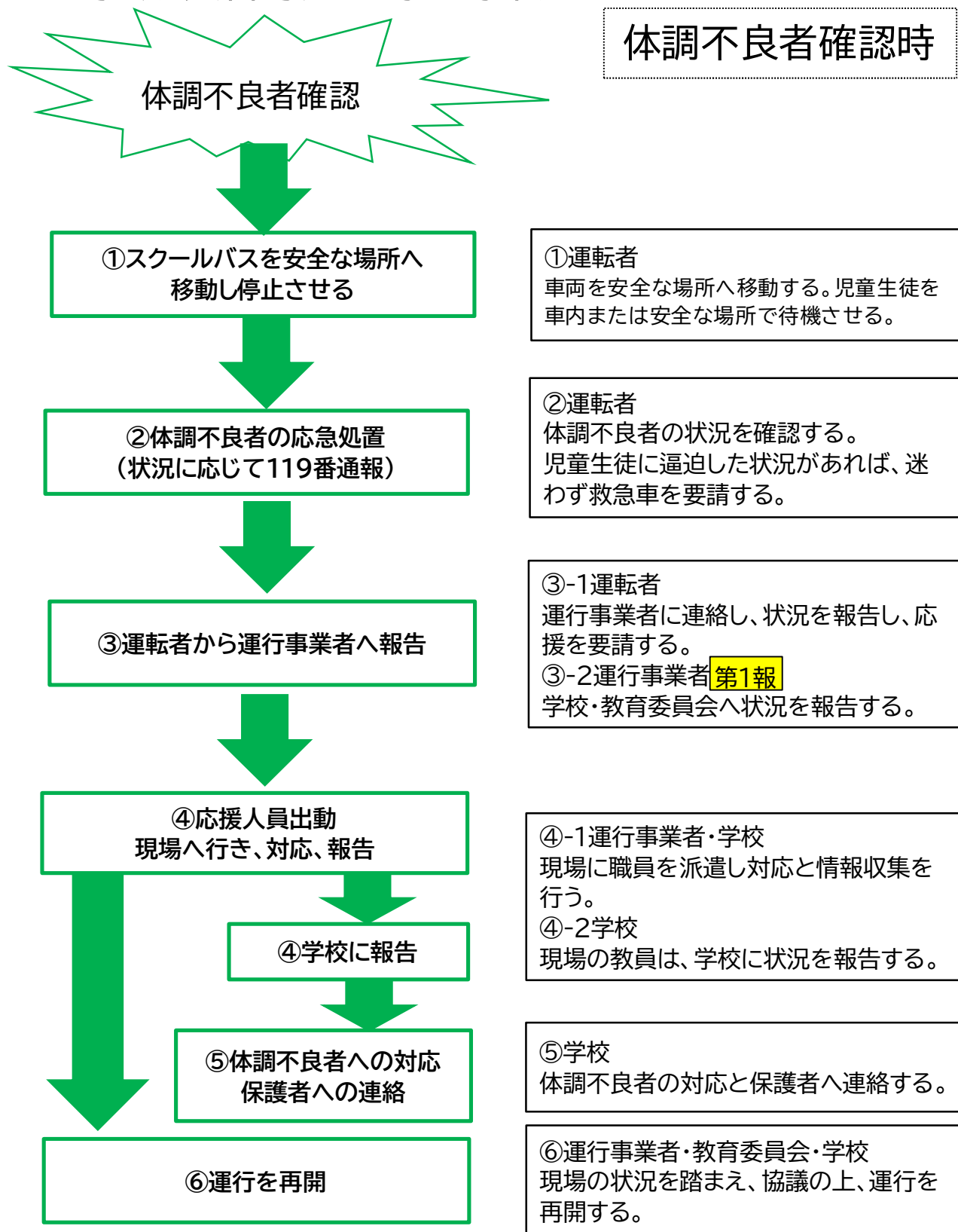
事故・災害等発生時の時系列フロー

車両故障発生時

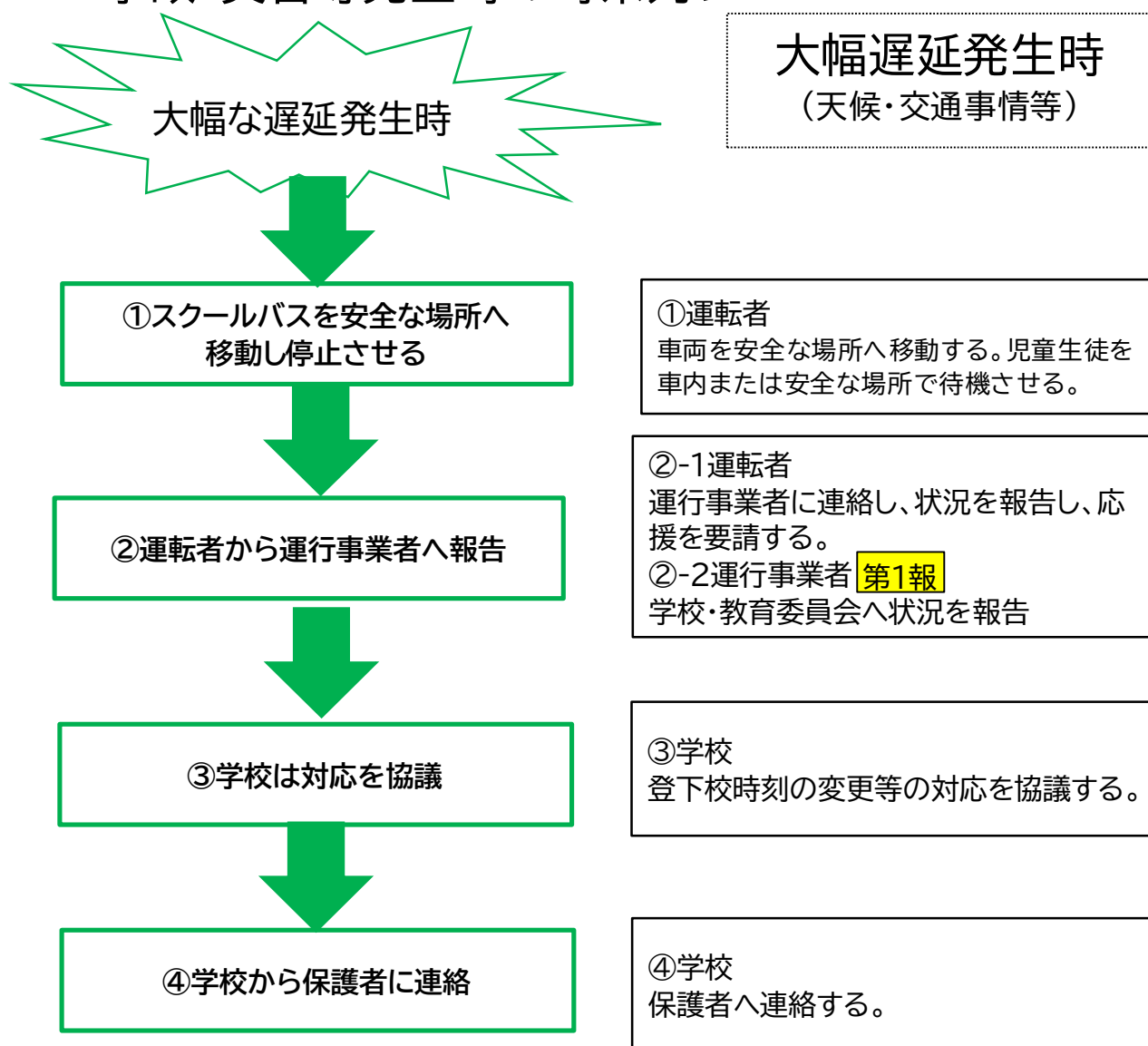


事故・災害等発生時の時系列フロー

体調不良者確認時



事故・災害等発生時の時系列フロー



(4) 事故等の公表基準

事故発生レベル（P 2）を踏まえ、公表レベルを3段階とする。

事故発生レベル	第1段階 (低)	第2段階 (中)	第3段階 (高)
事故発生内容	・ 医師の治療を要する負傷者が発生していないとき ・ 物損事故 ・ 出庫前の故障や天候に伴って、運休または20分以上の遅延が見込まれるとき ・ 運行中の悪天候により20分以上運行を中断したとき ・ 乗客及び乗員の体調不良により運休または20分以上運行を中断したとき	・ 医師の治療を要する負傷者が発生したとき ・ 負傷者がいない事故で、施設を破損するなど重大事故につながる恐れがあったとき ・ 乗客の危険行為に伴う物損事故など、重大事故につながる恐れがあったとき ・ 事故、故障により鉄道の運転を取りやめさせたとき ・ 事故、故障により道路を通行止めにしたとき ・ 道路交通法その他法令違反に起因すると推定される事故のとき	・ 国への事故報告が必要な事故 (P 27) ・ 国への事故速報が必要な事故 (P 28) (報告が必要な例) ・ 死者または重傷者を生じたもの ・ 10人以上の負傷者を生じたもの ・ 酒気帯び運転 ・ 救護措置義務違反 ・ 車輪の脱落 など
公表レベル	必要最小限の情報を保護者のみに公表する	基本的に、事故を把握するために必要となる情報を公表する	個人情報以外は基本的に公表する。
報道対応者	所属長	事務局次長及び所属長	教育長または事務局長、事務局次長
保護者説明会	開催しない	基本的に開催する (児童生徒に関係する場合)	開催する (児童生徒に関係する場合)

4 事後対策について

事故等が発生した後は、人命の対応を最優先とするとともに、児童生徒及び保護者への支援、事故原因の究明、再発防止を組織的かつ継続的に実施する。

(1) 再発防止

事故原因を分析し、次の改善を図る。

- ①運行ルートの見直し
- ②危険箇所の再点検
- ③運転者教育の充実
- ④緊急時対応訓練の実施
- ⑤学校・教育委員会・運行事業者間の連携強化

(2) 児童生徒への心のケア

事故に遭遇した児童生徒は心理的影響を受けることがあるため、次の支援に当たる。

- ①学校生活の様子を継続観察する。
 - ②必要に応じて教育相談を実施する。
(スクールカウンセラー等による心のケアを実施する)
- ※保護者にも相談窓口を案内する。

別紙

【参考様式】〇〇学校スクールバス・学校行事用バス危機管理マニュアル

1 基本方針及び適用範囲

(1) 基本方針

児童生徒及び教職員の生命・身体の安全確保を最優先とし、校長の指揮のもと、富山市教育委員会、警察・消防、運行事業者（バス事業者）と緊密に連携して、迅速かつ組織的な初動対応を行う。

(2) 適用範囲

本校の児童生徒が乗車するすべてのスクールバス及び学校行事用バスの運行時に発生したすべての事故・災害・緊急事態に適用する。なお、遠足、校外学習、修学旅行、部活動等におけるバスの運行時に発生した事故・災害・緊急事態についても、基本的に適用する。

2 初動対応の流れ（各学校で電話番号等を記入する）

緊急連絡（第1報）を受信した際、学校は直ちに校長を本部長とする「緊急対策本部」を立ち上げ、「スクールバス・学校行事用バス緊急事態発生時連絡フロー」（別紙）に従い対応する。

3 緊急対策本部体制と役割分担（各学校で担当者を決め、役職・氏名等を記入する）

対策本部役職	担当	緊急事態発生時における担当任務
本部長	校長	☐ 対策本部の設置指示・全体指揮 ☐ 市教育委員会への報告 ☐ 現場・病院への教職員派遣の指示 ☐ 保護者、地域関係者等への連絡の指示
副本部長	教頭	☐ 本部長の補佐・情報集約 ☐ 市教育委員会との連絡・調整 ☐ 運行事業者（バス事業者）との連絡・調整 ☐ 警察・消防等の関係機関との連絡・調整 ☐ 報道機関対応
児童生徒対応班	生徒指導主事 学年主任 担任 等	☐ 乗車名簿の作成及び乗車児童生徒の負傷等の確認 ・現場に教員を派遣した場合 ☐ 児童生徒の安全確保（点呼・避難誘導） ☐ 学校への現場の状況報告 ・校内に児童生徒がいる場合 ☐ 校内待機児童生徒の安全確保 ・学校に児童生徒が移送された場合 ☐ バス乗車児童生徒の受入準備（待機場所等） ☐ 児童生徒の引き渡しの準備
保護者対応班		☐ 保護者への連絡（緊急電話連絡、teturu 作成・配信） ・電 話：乗車児童生徒の保護者 ・teturu：全校児童生徒の保護者 ☐ 学校または待機場所での児童生徒の引き渡し業務の実施
医療・ケア班	養護教諭等	☐ 負傷児童生徒の情報の把握 ☐ 校内保健室での受入準備 ☐ 救急搬送先（病院）への同行・付き添い
記録班	教務主任等	☐ 第1報以降の記録（次頁の聞き取りチェックシートを活用） ☐ 各班・教職員間の情報共有・連絡調整

※校長が不在の場合は、副本部長（教頭）が本部長の職務を代行する。

4 第1報における確認事項（聞き取りチェックシート）

※運行事業者（学校行事用バスの場合は、引率教員）からの電話を受信した教職員は、次の事項を聴取し、チェックの上、直ちに校長・教頭に報告すること。

受信日時： 月 日 時 分頃	受信者【氏名： 〇〇〇〇】
① いつ（発生日時）	令和 年 月 日 時 分頃
② どこで（発生場所）	【場所・交差点名・目印等】 (〇〇〇〇)
③ どのバスで（運行ルート）	【路線名・行事名】(〇〇〇〇) 【乗車児童生徒数】(〇〇〇)
④ どのような事故か（事故内容）	☐ 交通事故（人身） ☐ 交通事故（物損） ☐ 車両故障 ☐ 車両火災 ☐ 児童生徒の体調不良 ☐ 自然災害 ☐ Jアラート（不測の事態） ☐ その他（ 〇〇〇〇 ）
⑤ 負傷者の有無・程度	☐ 負傷者なし ☐ 負傷者あり （児童生徒： 〇名、運転者： 〇名、その他： 〇名）
⑥ 救急・警察等の要請状況	☐ 119番（救急）： ☐ 通報済 ☐ 未通報 ☐ 110番（警察）： ☐ 通報済 ☐ 未通報
⑦ 現在の避難場所・状況	☐ バス車内で待機中 ☐ 車外の安全な場所へ避難済（場所： 〇〇〇〇）

5 緊急連絡先一覧（各学校で電話番号等を記入する）

機関・担当者名	電話番号	備考・夜間時緊急連絡先等
警察（事故・事件）	1 1 0	〇〇警察署 〇〇〇-〇〇〇〇
消防（救急・火災）	1 1 9	〇〇消防署 〇〇〇-〇〇〇〇
富山市教育委員会 （学校再編推進課）	4 4 3 - 2 2 4 1	緊急対応電話 0 8 0 - 2 9 6 0 - 5 9 9 9
富山市教育委員会 （学校教育課）	4 4 3 - 2 2 1 0 （生活指導係直通）	生活指導係長 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
スクールバス運行事業者 【事業者名：〇〇〇〇】	（代表） 〇〇〇-〇〇〇〇	
学校行事用バス運行事業者 【事業者名：アイカワ】	（代表） 4 1 1 - 7 6 5 7	
学校周辺の交番【交番名】	〇〇〇-〇〇〇〇	

6 スクールバスを利用する学校がマニュアルに備え付けておくべきもの

（各学校で本マニュアルに追加する）

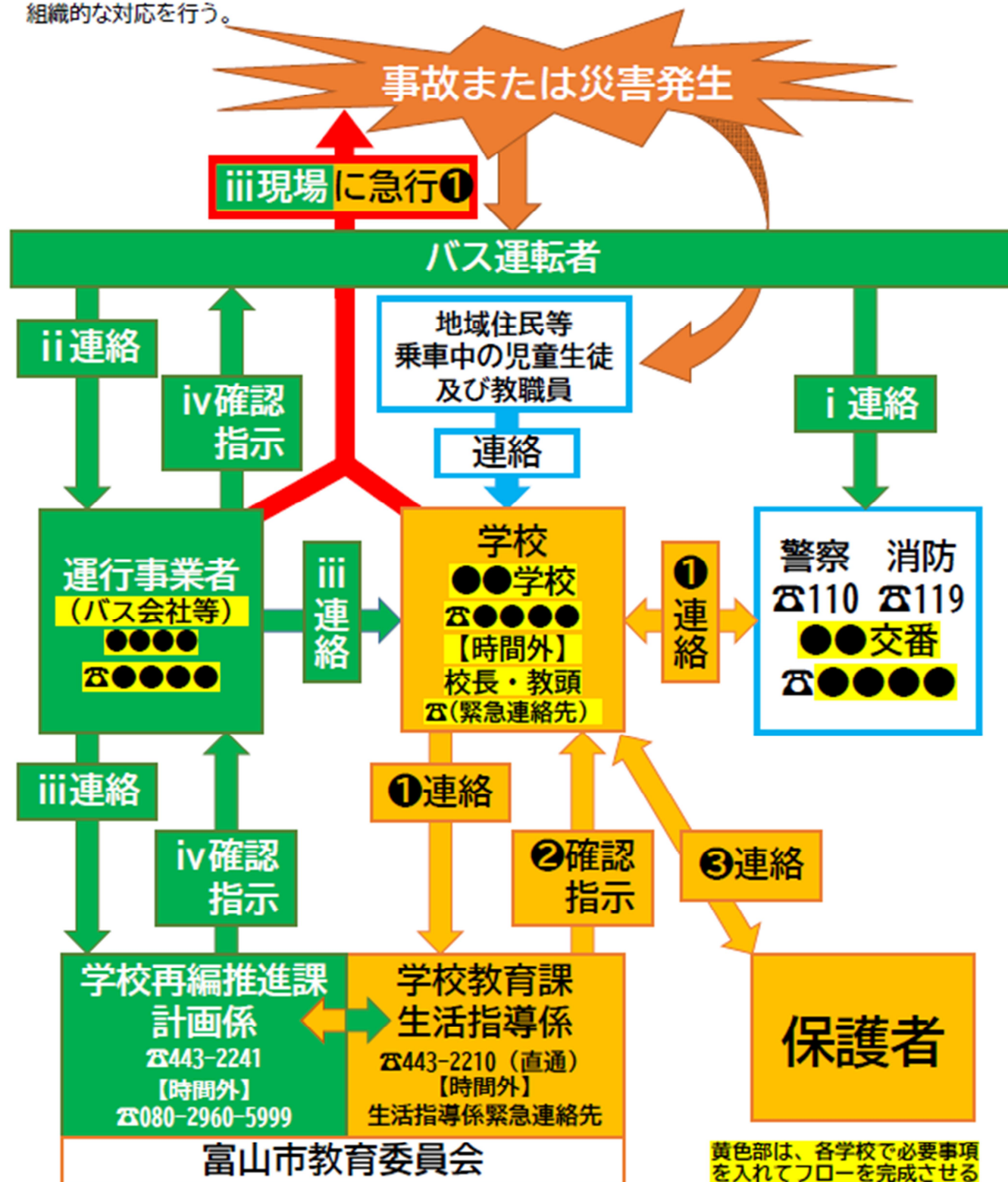
- 【バスに関するもの】・バスの運行ルート図 ・バスの時刻表
【児童生徒に関するもの】・利用者名簿 ・バス停ごとの乗降者名簿

※学校でP25「スクールバス・学校行事用バス緊急事態発生時フロー」、P26「緊急連絡網（平日勤務時間外 土日・祝日）」に電話番号等、必要事項を入れて完成させる。

※学校行事用バスを利用する学校は、行事の際に「乗車名簿」及び行事ごとの必要書類（例 校外行事届）を整備しておく。

スクールバス・学校行事用バス 緊急事態発生時連絡フロー

学校は、連絡フローに従い、児童生徒及び教職員の生命・身体の安全確保を最優先とし、校長の指揮のもと、富山市教育委員会、警察・消防、運行事業者（バス事業者）と緊密に連携して、迅速かつ組織的な対応を行う。



緊急連絡網（平日勤務時間外 土日・祝日）

運行事業者	
運行事業者名	(電話)
	(住所) 富山市

**事故・急病
まず 110 番・119 番**

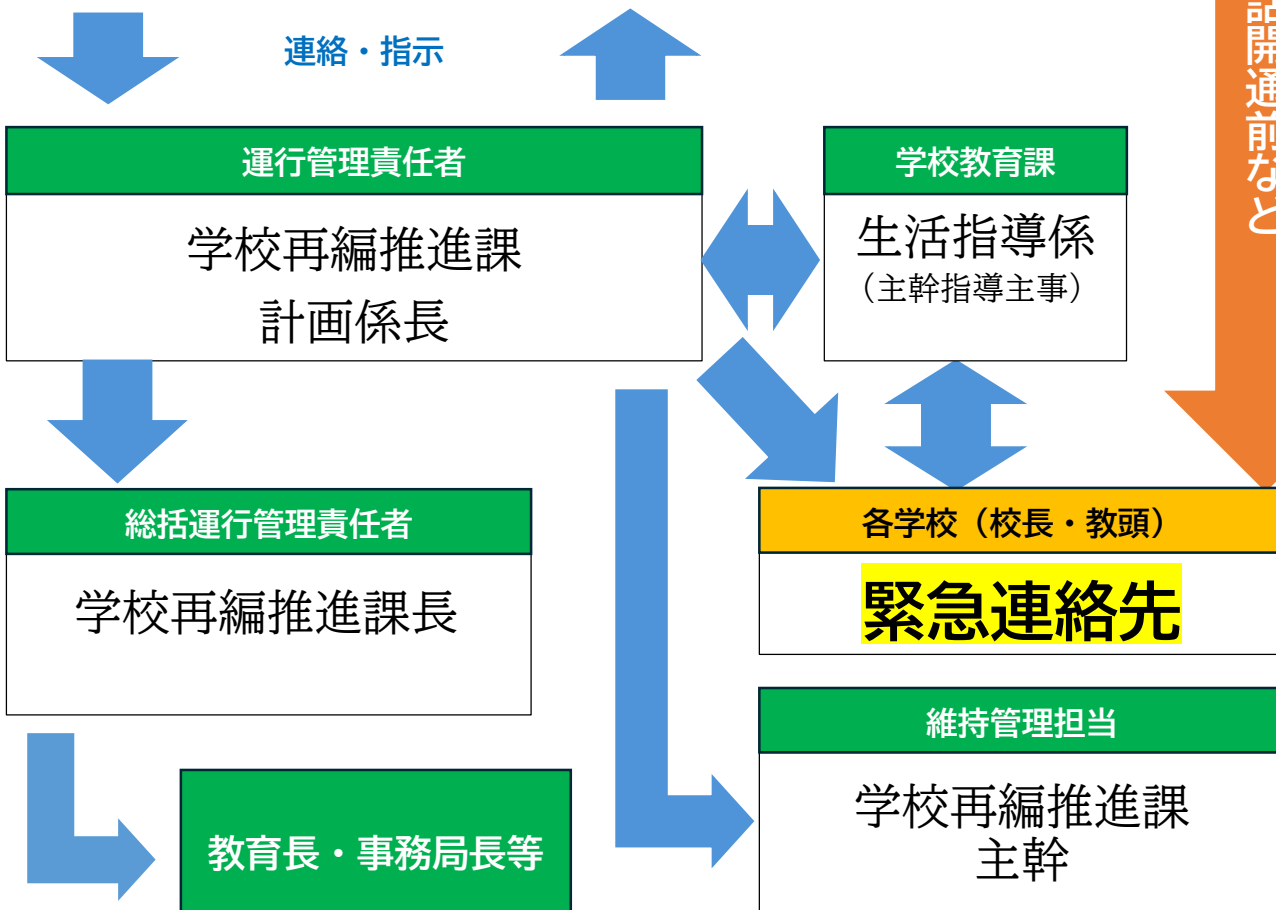
第一報（事故・故障・遅延）

富山市教育委員会 スクールバス運行管理
緊急対応電話

☎080-2960-5999

【水橋学園・大広田・学校行事用バス】
学校再編推進課 担当者

【大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入】
学校再編推進課 担当者



黄色部は、各学校で必要事項を入れて完成させる

自動車事故報告書等について

～事故が起きてしまったら、自動車事故報告書の提出をお願いします～

自動車事故報告書について

重大事故があった場合は、自動車事故報告書を運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出しなければなりません。

※関係法令：自動車事故報告規則（昭和二十六年、運輸省令第百四号）

○自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者等

- 旅客自動車運送事業者
- 貨物自動車運送事業者
- 特定二種貨物利用運送事業者
- 自家用有償旅客運送者
- 道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者

○自動車事故報告書の提出が必要な事故

- ① 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したもの
- ② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- ③ 死者又は重傷者を生じたもの
- ④ 10人以上の負傷者を生じたもの
- ⑤ 自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩したもの
- ⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ⑦ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に傷害が生じたもの
- ⑧ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
- ⑨ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- ⑩ 救護義務違反があったもの
- ⑪ 自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの
- ⑫ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）
- ⑬ 橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
- ⑭ 高速自動車国道又は自動車専用道路を、3時間以上通行止めにしたもの
- ⑮ 国土交通大臣が特に必要と認めたもの

○提出期限、提出先及び提出部数

重大事故があった日から **30日以内**に

新潟、長岡、上越ナンバー・・・・・・新潟運輸支局へ
長野、松本、諏訪ナンバー・・・・・・長野運輸支局へ
富山ナンバー・・・・・・富山運輸支局へ
石川、金沢ナンバー・・・・・・石川運輸支局へ

3部提出



別記様式（第3条関係）

（表）

自動車事故報告書			
国土交通大臣 殿			
自動車の使用者の氏名又は名称			
住所		電話番号	
年	月	日	時
☆発生場所	都道府県	2番	30日以内に報告！
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置			
☆路線名又は道路名		道 線	
☆自動車登録番号又は車両番号		運輸支局	

○自動車事故報告書について（国土交通省北陸信越運輸局ホームページ）

http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/carinfo/car_safety_1.html

事故の速報について

自動車運送事業者等は、使用する自動車について、以下の表の該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、その事故の概要を運輸支局長に速報する必要があります。

関係法令等：自動車事故報告規則（昭和二十六年、運輸省令第百四号）
自動車事故報告書等の取扱要領
自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル

速報に該当する事故	バス	タクシー	トラック
乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故	○	○	—
乗客、乗員、歩行者その他を問わず2名以上の死者を生じた事故	—	—	○
乗客に1名以上の重傷者を生じた事故	○	○	—
乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故	○	○	○
乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者を生じた事故	○	○	○
酒気帯び運転行為※1	○	—	—
酒気帯び運転を伴う事故	○	○	○
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触した事故	○	○	—
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触した事故によって、自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩した事故	—	—	○
自然災害に起因する可能性のある事故※1	○	○	○
脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因した事故※2	○	○	○
その他社会的影響が大きいと認める事故※1 （例：事故に関して報道機関による報道があったとき、又は取材を受けたとき）	○	○	○

注）※1は、自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアルによる速報対象を示す。

※2は、自動車事故報告規則第4条第1項に準じて速報をお願いするもの。

○速報の期限

事故の発生から、**24時間以内**に、できる限り速やかに！

○速報の方法

電話、ファクシミリ、及びその他適切な方法

○連絡先

新潟運輸支局	検査整備保安部門（業務時間内）	TEL 025(285)3125	FAX 025-285-0473
	（夜間・土日祝日）	TEL 090-8843-8269	
長野運輸支局	検査整備保安部門（業務時間内）	TEL 026(243)5525	FAX 026-259-4508
	（夜間・土日祝日）	TEL 090-4833-8980	
富山運輸支局	検査整備保安部門（業務時間内）	TEL 076(423)0892	FAX 076-423-5509
	（夜間・土日祝日）	TEL 090-2186-3526	
石川運輸支局	検査整備保安部門（業務時間内）	TEL 076(208)6000	FAX 076-208-6002
	（夜間・土日祝日）	TEL 090-2572-0065	

○自動車運送事業者に係る事故・事件の速報について

（国土交通省北陸信越運輸局ホームページ）

http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/carinfo/jiko_sokuhou.html